

平成27年8月27日
第202回都市計画審議会

練馬区画街路第1号線の都市計画変更について

1 概要

東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第1号線（以下「区街1号線」という。）は、昭和56年に、地域の環境改善に寄与する目的で、地表式として都市計画決定された。

区は、練馬二丁目地内において、レクリエーション活動の場としての公園機能の充実、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、約3.1ヘクタールの区域を都市計画公園に追加することとしている。

このため、都市計画公園の追加に併せて、区街1号線の線形の一部変更等、都市計画変更を行うものである。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 これまでの経過と今後の予定

平成27年1月30日・31日	（仮称）練馬総合運動場公園関連事業（素案）の説明会
3月16日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
3月17日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～4月7日	（意見書の提出1通）
3月22日・23日	都市計画原案の説明会
6月5日	東京都知事協議終了
6月22日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
～7月6日	（意見書の提出なし）
8月27日	練馬区都市計画審議会へ付議
9月	都市計画決定・告示

4 議案

議案第382号 東京都市計画道路の変更（練馬区決定）

〔区画街路 練馬区画街路第1号線〕

- | | |
|---------------|------|
| （1）都市計画の案の理由書 | P3 |
| （2）計画書 | P4 |
| （3）位置図 | P5 |
| （4）計画図 | P6～8 |

5 添付資料

東京都市計画道路および東京都市計画公園の原案に関する区民意見の要旨
および区の見解について(参考資料) P 9

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 区画街路練馬区画街路第1号線

2 理由

東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第1号線（以下「区街1号線」という。）は、昭和56年に、地域の環境改善に寄与する目的で、地表式として都市計画決定された。

区は、練馬二丁目地内において、レクリエーション活動の場としての公園機能の充実、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、約3.1ヘクタールの区域を都市計画公園に追加することとしている。

このため、都市計画公園の追加に併せて、区街1号線の線形の一部変更等、都市計画変更を行うものである。

東京都市計画道路の変更（練馬区決定）（案）

東京都市計画道路中、区画街路練馬区画街路第1号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
区画街路	練区街1	練馬区画街路第1号線	練馬区早宮三丁目	練馬区練馬一丁目		約1,140m	地表式	2車線	15m	西武鉄道池袋線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	
	その他		なお、練馬区練馬一丁目地内に約7,400㎡の交通広場を設ける。 ただし、約2,700㎡は嵩上式とする。								

「区域および構造は計画図表示のとおり」

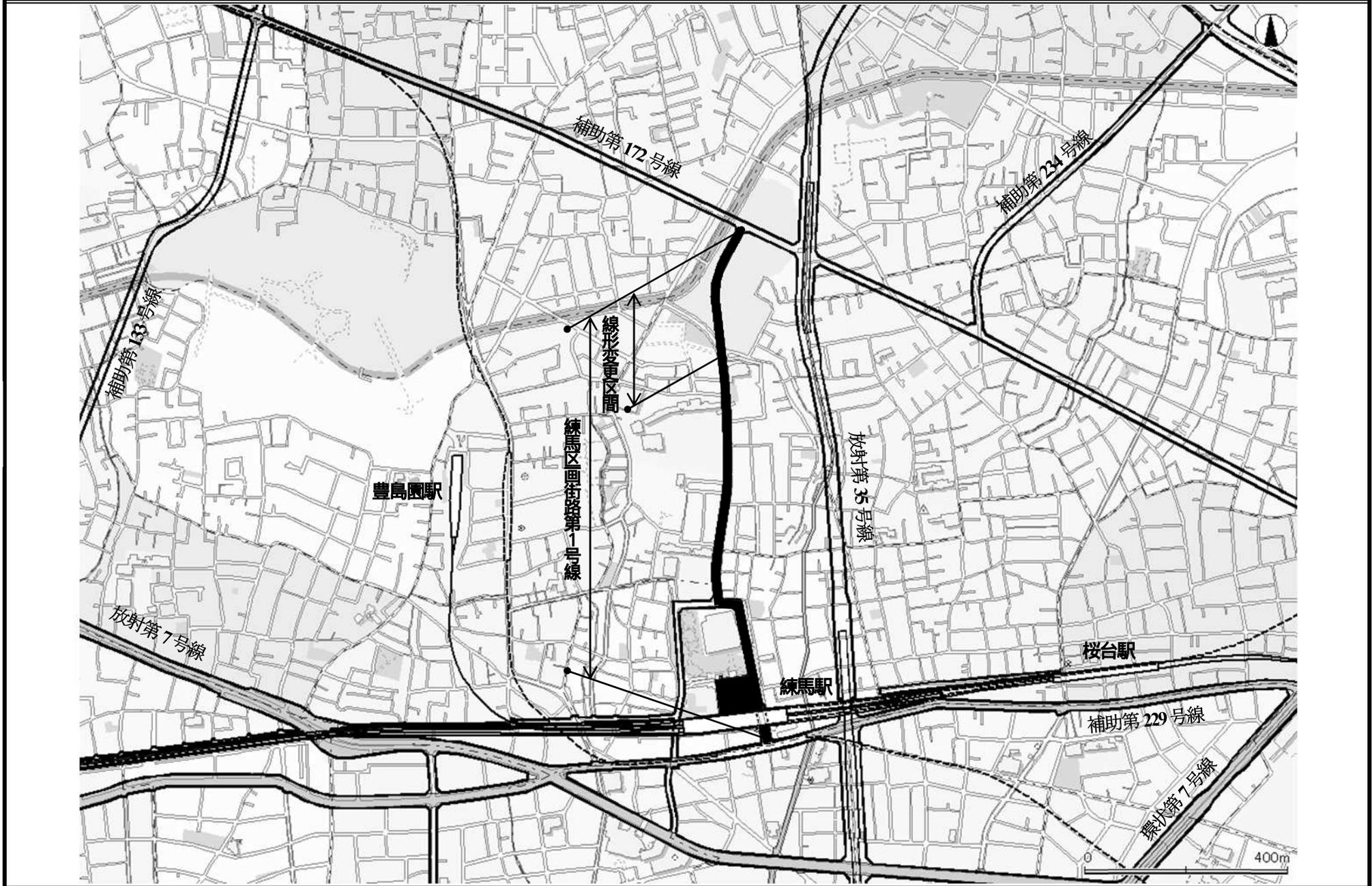
理由：練馬総合運動場公園を追加する都市計画変更に合わせて、線形を一部変更する。

変更概要

名称	変更事項	
練馬区画街路第1号線	1 起点位置の変更	練馬区練馬二丁目 練馬区早宮三丁目
	2 延長の変更	約1,080m 約1,140m
	3 一部線形の変更	(練馬区早宮三丁目～練馬区練馬二丁目 中心線の振れ 最大約70m)
	4 車線の数の決定	2車線

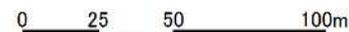
東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第1号線 位置図〔練馬区決定〕

案



東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第1号線 計画図2〔練馬区決定〕

案

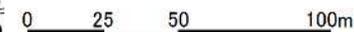


凡 例	
	計画変更新線
	計画変更廃止線
	既定計画線

「この地図は、東京都政の承認を受けて、東京都縮尺1:2500の地図図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）36都市基街決第132号、平成26年9月12日」
 「この背景の地図図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。（利用許諾番号）MMT利許第036号-4、平成26年9月19日」

東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第1号線 計画図3〔練馬区決定〕

案



凡 例	
	計画変更新線
	計画変更廃止線
	既定計画線

「この地図は、東京都政の承認を受けて、東京都縮尺1:2500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）26都市基街決第132号、平成26年9月12日」
 「この背景の地形図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。（利用許諾番号）MMT利許第036号-4、平成26年9月19日」

東京都市計画道路および東京都市計画公園の原案に関する区民意見の要旨
および区の見解について

東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第 1 号線の変更原案および東京都市計画公園第 3・3・122 号練馬総合運動場公園の原案については、下記の日程で原案の縦覧および意見書の受付を行い、意見書が提出されました。

提出された意見書の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

原案縦覧等

- ・原案縦覧期間 : 平成 27 年 3 月 17 日～ 4 月 7 日
- ・意見書受付期間 : 同上
- ・意見書提出数 : 1 通 (1 名)

意見書の要旨	区の見解
<p>区街 1 号線については、補助 172 号線と繋がることで、光が丘から練馬駅までの交通量が現状と比較にならないほど増加することが想定される。増加する排気ガスや騒音など環境面について慎重に考えてほしい。また、安全対策にも十分に配慮をしてほしい。</p> <p>総合運動場の整備は計画地の周辺に居住する地元住民にも最大限の配慮を払ってほしい。</p>	<p>練馬総合運動場については、レクリエーション活動の場としての公園機能を充実し、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、都市計画公園として定めます。また、練馬区画街路第 1 号線について、公園の都市計画に合わせて、線形を一部変更するものです。</p> <p>道路線形は、基準等に基づき安全かつ円滑な交通を確保するとともに、新たな建築制限が発生せず地域への影響が少なくなるよう検討を進めました。ご指摘の環境面については、同規模の都市計画道路の状況から、周辺への影響は極めて小さいものと考えていますが、沿道と車道との緩衝スペースとなる広幅員の歩道空間を配置するなど、住環境にも配慮しました。</p> <p>今後とも、練馬総合運動場公園の具体的な整備内容の検討も含め、安全性の確保および環境保全等に留意し、区民の皆さまからのご意見をお聞きしていくとともに、関係機関と協議しながら詳細の検討を進め、適宜、情報提供に努めていきます。</p>